

(証券コード 4777)
(電子提供措置の開始日) 2026年3月4日
(発送日) 2026年3月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷2-21-1
株 式 会 社 ガ ー ラ
代 表 取 締 役 キム ヒヨンス
グ ル ー プ C E O

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（完全オンライン株主総会）として実施いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.gala.biz/investor-relations/shareholders-meeting>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、2025年12月期（第33期）の株主総会資料をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ガーラ」又は「コード」に当社証券コード「4777」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本株主総会にご出席いただけない場合には、又は当日ご出席される予定でも通信障害等に対する備えとして、以下のとおり、2026年3月27日（金曜日）午後6時00分までに、郵送（書面）又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月28日（土曜日）午前10時00分
（アクセス可能時刻：午前9時30分）
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（完全オンライン株主総会）
通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2026年3月29日（日曜日）午前10時00分に延期し、又は継続会を開催します。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.gala.biz/>）でお知らせいたします。
本株主総会はインターネット上でのみ開催となりますので、実際にご来場いただく会場はございません。本株主総会のご出席、議決権行使に関するお手続き方法等の詳細は5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご確認ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第33期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項

第1号議案	資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役15名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	会計監査人選任の件
第6号議案	補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- (2)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5)書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会にオンライン出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、事前に議決権行使をせず、当日オンライン株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。
- (6)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。そのうえで、5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」に従ってお手続きのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
提出期限：2026年3月27日（金曜日）午後6時00分（必着）
提出先：株式会社ガーラ 〒150-8510
東京都渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ33階 JustCo
- (7)通信障害対策についての方針の内容の概要、インターネットを使用することに支障のある株主様のご参加方法
5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照ください。

以上

【ご注意とお願い】

- ・当日は「完全オンライン株主総会」終了後、「オンライン事業説明会」を開催いたしますので、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。「オンライン事業説明会」の出席方法等の詳細は、5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照ください。

【お知らせ】

- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

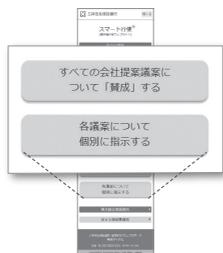
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

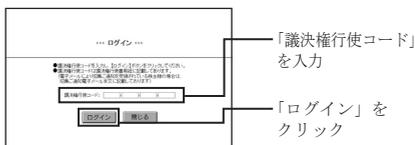
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びに オンライン事業説明会の出席方法のご案内

1. 完全オンライン株主総会とは

完全オンライン株主総会とは、リアル株主総会（物理的な場所において開催される株主総会）を開催することなく、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をする株主総会をいいます。

本株主総会は、完全オンライン株主総会として開催いたしますので、事前にオンライン株主総会の出席の申込みを行い、当日オンライン出席された株主様は、インターネット中継を視聴しながら、質問や議決権の行使をすることができます。

※完全オンライン株主総会は、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日）」における「バーチャルオンリー型株主総会」に相当いたします。

2. 完全オンライン株主総会の事前申込の方法

本株主総会は、Zoomビデオウェビナーを使用して開催いたします。出席を希望される株主様は、以下の手順により完全オンライン株主総会への事前申込が必要となります。

①Zoomアカウントの取得

②ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード

③申込期日2026年3月25日（水曜日）午後11時59分までにお問い合わせメールアドレス（sokai@gala.jp）宛てに必要事項を記載し、議決権行使書用紙の画面キャプチャを添付のうえ、オンライン株主総会のメール申込

④株主様本人確認が完了した株主様に対して当社事務局から送信されるZoomビデオウェビナー事前登録案内メールに記載のURLからZoomビデオウェビナーの申込（申込期日2026年3月26日（木曜日）午後3時00分）

詳細は、別途当社ウェブサイト

（<https://www.gala.biz/investor-relations/shareholders-meeting/>）にて掲載させていただきます。

3. 完全オンライン株主総会の出席方法

上記2. 完全オンライン株主総会の事前申込の方法④Zoomビデオウェビナーの申込の後、事務局にてウェビナー登録の確認が取れ次第、オンライン株主総会に出席するために必要なご案内メールが送信されます。

（当日のアクセスURL、ウェビナーID、PW等が記載されております。）

当日のアクセスURLをクリックすることによりZoomクライアント又はZoomモバイルアプリが立ち上がりますのでウェビナーにログインしていただきます

（※）。

当日のオンライン株主総会のログインにつきましては、午前9時30分から可能となります。入場後から株主総会開始（午前10時00分）までは入場後の待機状態となりますので、開始までお待ちください。

（※）Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリが立ち上がらない場合は、Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリに直接ウェビナーID、PWを入力し、ログインしてください。

4. オンライン事業説明会の出席方法

当日は「完全オンライン株主総会」終了後、「オンライン事業説明会」を開催いたしますので、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

「オンライン事業説明会」にご出席希望の株主様は、上記2. 「完全オンライン株主総会の事前申込の方法」をご参照のうえ、完全オンライン株主総会にオ

ンライン出席していただき、完全オンライン株主総会後に開催される「オンライン事業説明会」にオンライン出席くださいますようお願い申し上げます。

5. 質問とそのお取扱い

オンライン出席された株主様は、議長により質問並びに動議を含めた審議に関する一切のご発言をお受けする旨の案内が行われた後、Zoomビデオウェビナーの挙手機能により挙手を行い、議長から指名された場合に質問をすることができます。

なお、以下の点をご了承ください。

- ・質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。

6. 議決権の行使について

オンライン出席された株主様は、議長の案内に従って、Zoomビデオウェビナーの投票機能により、議決権を行使することができます。

7. 動議について

本株主総会において動議がある場合、オンライン出席された株主様は、議長により質問並びに動議を含めた審議に関する一切のご発言をお受けする旨の案内が行われた後、Zoomビデオウェビナーの挙手機能により挙手を行い、議長から指名された場合に動議を提出することができます。

議長の指定したタイミング・方法以外のタイミング・方法により動議を行うことや動議であるか否かの判別ができないものは動議として取り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議を繰り返し行うことや、明らかに不適法な動議を行うことその他議事の進行やオンライン株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

8. 通信障害対策についての方針の内容の概要

出席を希望する株主の皆様がアクセス可能なシステムキャパシティを確保します。

通信障害時のマニュアルの整備等、システムの障害発生に備えた対策を事前に講じます。

通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年3月29日（日曜日）午前10時00分より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.gala.biz/>）でお知らせいたしますので、3. 完全オンライン株主総会の出席方法に従って、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

9. インターネットを使用することに支障のある株主様のご参加方法（利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要）

インターネットの使用に支障のある株主様は、郵送（書面）により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。行使の方法は、2頁をご参照ください。

10. 本件に関するサポートについて

オンライン株主総会事前登録に関するお問い合わせ等、本件に関する全てのお問い合わせは、お問い合わせメールアドレス (sokai@gala.jp) 宛に送信をお願いいたします。なお、お電話での対応はいたしかねます。

Zoomアカウントの取得方法、Zoomアプリのインストール方法、Zoomへの接続方法、Zoomの機能等に関するお問い合わせにつきましては、一般的な方法をメールによりご案内することは可能ですが、株主様の個別の通信環境等に対応したご案内はできかねますのでご了承ください。

オンライン株主総会当日において株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声が届かない、発言ができない、議決権行使ができない等のトラブルについてのサポートはいたしませんので予めご了承ください。また、それに伴い不利益等が生じた場合でも当社では一切責任を負いかねます。

11. その他株主総会出席に関する注意事項

(1) 通信障害やパソコンの不具合等に備え、本株主総会へ出席される場合も、議決権の事前行使を推奨いたします。議決権の事前行使の方法は、2頁をご参照ください。

(2) オンライン株主総会の出席は、①Zoomアカウントの取得及び②ミーティング用Zoomクライアント（パソコンの場合）又はZoomモバイルアプリ（スマートフォン又はタブレット端末の場合）からのアクセスが必須となります。そのため以下を行っていただく必要がございます。

①Zoomアカウントの取得

②Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード

本オンライン株主総会当日において、ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリからZoomアカウントにてログインし出席する方法以外の方法（例：アプリをインストールせずブラウザのみを使用した出席等）で出席することができませんのでご注意ください。

(3) インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) 本株主総会開会前及び開会中にトラブルが生じた場合や、本株主総会の運営に変更が生じた場合は、その後の対応等の必要な事項について、当社ウェブサイト (<https://www.gala.biz/>) に掲載しますので、ご確認ください。

事業報告

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、資源価格の高騰、不安定な為替変動等、先行きの不透明な状況が続く中、雇用情勢・所得環境の改善を背景に個人消費が堅調に推移し、景気は緩やかに回復しつつあります。このような状況の中、当社グループはボーダーレスで革新的なサービスを提供し世界中の人々を楽しませることを目指し、オンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業、HTML5ゲーム事業、Meta Campus事業、ツリーハウスリゾート事業及びVFX事業を進めてまいりました。

当社グループの当連結会計年度における経営成績の概況は、連結売上高2,589,328千円となりました。

これは、主にHTML5ゲーム「Flyff Universe (フリフユニバース)」の売上高によるものであります。また、進行基準に基づく受注残の売上実現によりROAD101 Co., Ltd.の売上高が451,417千円と前期に比し増加しました。

売上原価は、1,054,842千円となりました。これは、主にHTML5ゲーム「Flyff Universe (フリフユニバース)」に係る支払ロイヤルティ及びROAD101 Co., Ltd.の売上高増加に伴う売上原価の発生です。

販売費及び一般管理費は、1,756,216千円となりました。主な内訳は、役員報酬201,638千円、給与手当273,935千円、広告宣伝費245,836千円、研究開発費174,404千円及び支払手数料239,075千円であります。

また、営業外損益項目、特別損益項目として主に、受取利息22,297千円、受取保険料10,000千円、受取出向料12,040千円を営業外収益として、支払利息38,136千円、為替差損21,865千円、支払手数料11,691千円を営業外費用として計上し、固定資産売却益8,221千円を特別利益、減損損失529,070千円を特別損失として計上いたしました。

これらの結果、営業損失221,730千円、経常損失252,959千円、親会社株主に帰属する当期純損失532,297千円となりました。

セグメントごとの経営成績の概況は、次のとおりであります。

イ. 日本

日本セグメントでは、現在のところパブリッシングしているゲームはなく、株式会社ガーラは本社管理機能を担っていることと、ROOMPACKERなどの韓国商品を日本で販売する支援業務を行っております。

連結子会社株式会社ツリーフルが沖縄県名護市で行っているツリーハウスリゾート事業は、ツリーハウス単体又はツリーハウス及び地上の建築物で

あるエアロハウスを1つのセットとして宿泊者に提供するリゾート事業であります。㈱ツリーフルは、2021年7月に「旅館業法に基づく旅館業営業許可申請」が許可され、日本で初めて宿泊料を受けて宿泊が可能なツリーハウスリゾートとして2021年8月にオープンいたしました。今期は2025年7月に日本で大地震が来るなどの風説が流れたこと等もあり、ツリーハウス事業に関しては、想定していた稼働率を達成できませんでした。このため、将来にわたる事業での投下資本の回収可能性の不確実性が高まったと判断し、減損損失を計上いたしました。

ツリーハウスリゾートのコンセプトは、「サステイナブル（持続可能な）リゾート」であり、化石燃料を使用せず、代わりに電気を使用し、使用量よりも多くの太陽光発電により持続可能な社会を構築することを目指しております。当社グループは、ツリーハウスビジネスを日本のみならず海外にも普及させ、森林ビジネスの価値を生み出すことにより海外における森林破壊を食い止めていきたいと考えております。ツリーハウスリゾート事業の海外展開のファーストステップとして㈱ツリーフルは、2023年11月において、カンボジアにTREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. を設立いたしました。TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. は、持続可能な高級リゾートホテルとして、ツリーハウスを通じて安定した収益を上げ、森と人間社会の共存の道を目指しております。

費用面では、売上原価8,013千円、販売費及び一般管理費672,016千円を計上いたしました。販売費及び一般管理費の主な内訳は、役員報酬が112,009千円、給与手当78,502千円であります。なお特別損失項目ではございますが、ツリーフル事業について投下資本の回収可能性が2025年の稼働実績を考慮して不確実性が高まったものと判断し減損損失を㈱ツリーフル分として438,017千円、TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. 分として625千円を計上いたしました。

これらの結果、日本セグメントにおける売上高は194,452千円（内部取引を含む）となり、セグメント損失が485,577千円となりました。

ロ. 韓国

韓国セグメントでは、2022年5月にサービス提供を開始したHTML5ゲームの売上高が1,066,835千円となりました。HTML5ゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」については、サービス提供エリアの拡大を目指し、Gala Lab Corp. は、2024年12月に中国のゲームパブリッシング専門会社RUIWO TECHNOLOGYと中国地域におけるパブリッシング契約を締結し、2025年10月21日に中国政府より正式な配信認可（版号）を取得しました。現在は同地域におけるリリースも開始されております。HTML5ゲームは、ダウンロード不要でPC及びスマートフォン等、様々なデバイスからプレイが可能な接近性が高いゲームであります。Gala Lab

Corp. は、2023年7月にBPMG Co., Ltd. 及びWemade Connect Co., Ltd. との間でHTML5ゲーム「Flyff Universe (フリフユニバース)」のHTML5ゲームの要素にブロックチェーン技術によるPlay To Earn (P2E) (※1) 要素を組み合わせたNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム「Flyff Universe (フリフユニバース)」について、パブリッシング及びゲーム事業に関する戦略的提携契約を締結いたしました。現在、リリースに向けて準備を進めておりますが、「Rappelz Universe (ラペルズユニバース)」と同様の理由によりNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム「Flyff Universe (フリフユニバース)」について、現在のところサービス開始日が未定となっております。

なお、Gala Lab Corp. は、現在、Wemade Play Co., Ltd. が開発し、韓国で大ヒットを記録したモバイルゲーム「AniPang (アニパン)」のIPを活用したHTML5版ゲームの開発を進めております。他社のゲームのIPと、当社グループにおけるHTML5ゲームの開発力を用いたHTML5ゲームの開発にも注力してまいります。

続いて、スマートフォンアプリ事業では、売上高339,216千円となりました。現在、Gala Lab Corp. がスマートフォンゲームアプリ「Flyff Legacy (フリフレガシー)」を提供しており、また、連結子会社Gala Mix Inc. が歩数計アプリ「winwalk (ウィンウォーク)」、スマートフォンアプリ「winQuiz (ウィンクイズ)」及びスマートフォンアプリ「Poll Cash (ポールキャッシュ)」を提供しております。

オンラインゲーム事業では、売上高が558,286千円となりました。Gala Lab Corp. の主力ゲーム「Flyff Online (フリフオンライン)」及び「Rappelz Online (ラペルズオンライン)」について、サービス提供を行っております。現在、ライセンス展開及びチャネリング(※2) 展開を進めており、Gala Lab Corp. は、2024年10月に「Flyff Online (フリフオンライン)」について中国のゲーム会社、BEST KIRIN GLOBALと台湾、香港及びマカオ地域におけるライセンス契約を締結、2025年11月20日付でパブリッシング契約を締結いたしました。引き続きサービス提供地域の拡大に取り組んでまいります。

さらに、当社グループは、収益貢献へのもう一つの施策として、Gala Lab Corp.、韓国における大手電機通信事業会社LG Uplus Corp. 及び韓国最大規模のデジタルIT企業であるMegazone Corporationとメタバース(※3) キャンパスプラットフォーム「IVERSE (ユーバース)」事業(以下、「Meta Campus事業」という。)を進めております。Meta Campus事業は、メタバースプラットフォームによる仮想キャンパスを開発・構築し、大学等の教育機関に生徒のコミュニティ空間や大学入試説明会等のイベントの場としてメタバースプラットフォームを提供していく事業であります。業務の役割分担は、Gala Lab Corp. がメタバースプ

ラットフォームの開発、LG Uplus Corp. が学校誘致及びマーケティング、Megazone Corporationがクラウド等のインフラ提供を担当いたします。現在、複数の有名大学にサービスを提供しておりますが、当期の受注案件は少なかったためMeta Campus事業では、売上高が30,174千円となりました。

また、連結子会社ROAD101 Co., Ltd. が行うVFX事業の売上高は、343,052千円となりました。

VFXとは、視覚効果を意味するvisual effectsの略で、映画やテレビドラマなどの映像作品において、現実には見ることのできない画面効果を実現するための技術のことをいいます。VFX事業は、VFX技術を用いた映画・CMコンテンツ等の制作事業であります。

費用面では、売上原価1,072,810千円、販売費及び一般管理費1,178,262千円を計上いたしました。販売費及び一般管理費の主な内訳は、役員報酬89,628千円、給与手当190,380千円及び支払手数料241,901千円、研究開発費211,012千円であります。支払手数料は、主にゲーム開発に係るアウトソーシング費用であります。2025年9月末時点で人員削減を伴うリストラクチャリングを遂行したことから、ROAD101 Co., Ltd. が保有する固定資産については減損損失90,426千円を計上しております。

これらの結果、韓国セグメントの売上高は2,497,995千円（内部取引を含む）となり、セグメント利益が246,923千円となりました。

- (※1) Play To Earn (P2E) とは、ブロックチェーンゲーム内で得た収入やポイントを暗号資産に変えて取引所等で売買が可能であり、このゲームで遊んで収入が得られることが「Play To Earn」(P2E) と呼ばれております。
- (※2) チャネリングとは、オンラインゲーム等に関して、他社のゲームポータルサイトにてプレイできるようになるサービスをいいます。
- (※3) メタバース (Metaverse) は、超を意味するメタ (meta) と宇宙を意味するユニバース (universe) から作られた合成語で、多人数が参加可能で、参加者がその中で自由に行動できるインターネット上に構築された多人数参加型の3次元仮想空間です。利用者はアバターと呼ばれる自分の分身を介して仮想空間に入ることによってその世界の探索、他の利用者とのコミュニケーションを図ることができます。また、ユーザーが独自のゲームを作成し、他のユーザーにプレイさせて収益化することやユーザーがゲーム内のアイテム等をNFTとして他のユーザーと暗号資産により売買することができる仕組みを構築できます。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
オンラインゲーム事業	千円 413,856	% 17.6	千円 558,286	% 21.6
スマートフォンアプリ事業	313,782	13.4	339,216	13.1
H T M L 5 ゲーム事業	1,170,177	49.8	1,066,835	41.2
M e t a C a m p u s 事業	243,495	10.4	30,174	1.2
V F X 事業	112,317	4.8	343,052	13.3
その他事業	97,279	4.1	251,762	9.7
合計	2,350,908	100.0	2,589,328	100.0

(注) 事業部門別売上高内訳におきましては、記載金額の千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、86,941千円であります。

その主なものは、㈱ツリーフルにおけるツリーハウス建設に伴う有形固定資産の取得支出(54,397千円)、Gala Lab Corp.におけるオフィス関連の建物付属設備(32,386千円)、であります。なお、㈱ツリーフルについては期末において、土地及び金銭債権を除き固定資産は全額減損損失を計上しております。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第30期 (2023年3月期)	第31期 (2023年12月期)	第32期 (2024年12月期)	第33期 (当連結会計年 度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	3,207,780	1,497,932	2,350,908	2,589,328
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	400,787	△262,323	△358,089	△252,959
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (千円)	330,643	△230,422	△907,980	△532,297
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	13.77	△9.20	△33.70	△18.99
総 資 産 (千円)	3,023,377	3,355,843	4,366,200	3,639,444
純 資 産 (千円)	2,234,771	2,014,555	1,802,568	1,019,806
1株当たり純資産額 (円)	72.63	63.92	34.55	15.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第30期は、過年度決算訂正後の数値を記載しております。
4. 第31期は、決算期変更により2023年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況並びに企業結合等の状況

① 親会社の状況

(1) 当社の親会社は、メガゾーンクラウドコーポレーション (Megazon Cloud Corporation) であり、同社は当社の株式を10,100,560株 (議決権比率36.04%) 所有しております。なお、当事業年度における同社の当社株式保有数は896,860株増加しております。

また、令和7年9月11日付で、親会社は菊川暁 (以下「菊川氏」) との間で委任契約を締結し、契約締結日から2年間の期間内に開催される株主総会において、菊川氏が所有する株式会社ガーラの株式すべて (2025年12月末時点で4,545,700株 議決権比率16.22%) に付与される株主議決権を、親会社が代理人として行使することに合意しております。また、菊川氏は、提出者に事前の書面による承認を得たうえで、累積総数が851,748株を超えない範囲で、株式会社ガーラの株式を証券取引所その他の方法で第三者に売却できることとしております。

当社は、親会社と、UVERSE事業などで共同事業を実施や、当社グループが使用するサーバー等を親会社のレンタルサーバーなどを使用しております。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社であるMegazon Cloud Corporationとの間で重要な取引を行うに際しては、その取引が当社の利益を害することがないように、一般取引先との取引条件を念頭に、親会社の担当部門と協議を行い適正な取引条件の実現を図っています。

当社取締役会は、上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

また、取締役会の判断は社外取締役の意見と異なるものではありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ガーラジャパン	一千円	100.0%	オンラインゲーム運営 クラウド関連事業
Gala Lab Corp. (注2)	4,545,460千 韓国ウォン	58.3% (40.7%)	オンラインゲーム開発・提供・運営 スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営 HTML5ゲーム事業 ブロックチェーン関連連事
Gala Mix Inc. (注2)	750,000千 韓国ウォン	80.0% (20.0%)	スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営
㈱ツリーフル (注2)	344,250千円	24.4% (67.7%)	ツリーハウスリゾート事業
Gala Innovative Inc. (注3)	1,253千米ドル	100.0%	
ROAD101 Co., Ltd. (注2)	2,428,561千 韓国ウォン	45.9% (5.1%)	VFX事業 DI事業
TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. (注4)	340千米ドル	—	ツリーハウスリゾート事業

(注) 1. 連結子会社は、上記重要な子会社の7社であります。

2. 当社の議決権比率欄の()内は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で記載しております。

3. Gala Innovative Inc. は事業を休止しております。

4. TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. は㈱ツリーフルの70%出資子会社であり、当社の孫会社であります。

③ 企業結合等の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループはボーダーレスで革新的なサービスを提供し世界中の人々を楽しませることを目指し、数々の施策に取り組んでおりますが、以下の課題を認識しており、次期以降につきましても積極的に対処していく所存であります。

① ゲーム事業の更なる収益拡大

当社グループは、スマートフォンアプリ事業において、自社開発したMMORPGの2大タイトルであるPCオンラインゲーム「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」を題材としたスマートフォンアプリの開発に注力し、2014年12月にスマートフォンアプリ「Flyff All Stars（フリフオールスターズ）」、2017年1月にスマートフォンアプリ「Flyff Legacy（フリフレガシー）」、そして、スマートフォンアプリ「Rappelz（ラペルズモバイル）」を2020年3月に東南アジアにおいて、2021年10月にアメリカ・カナダにおいてダウンロード配信を開始いたしました。しかしながら、当該タイトルのスマートフォンアプリ事業における売上は低調に推移しており、ゲーム事業の更なる売上高拡大を経営課題として認識しております。

そのため、当社グループは、ユーザーがゲームを楽しむだけでなく、アイテムを売却することによる収益を獲得することができるNFTゲーム/ブロックチェーンゲームを経営戦略上の主力の事業と捉え、既存のゲームタイトルを順次NFTゲーム/ブロックチェーンゲーム化していくことによりNFTゲーム/ブロックチェーンゲームの収益化に向けて注力してまいります。現在、NFTゲーム/ブロックチェーンゲーム「Rappelz Universe（ラペルズユニバース）」のリリース準備を進めておりますが、ゲーム内で使用する暗号資産の韓国国内での法律面及び税務面での検討に時間を要しており、現在のところサービス開始日が未定となっております。

一方、オンラインゲーム事業において、ライセンス展開及び他社プラットフォームでプレイが可能となるチャネリング展開を進めております。また、2022年5月に「Flyff Online（フリフオンライン）」をベースに、ダウンロード不要でPC及びスマートフォンでのプレイが可能なHTML5ゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」をリリースいたしました。今後、さらにNFTゲーム/ブロックチェーンゲームの要素を組み合わせたNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」のリリース準備を進めておりますが、「Rappelz Universe（ラペルズユニバース）」と同様の理由によりNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」について、現在のところサービス開始日が未定となっております。

② 新たな収益基盤の確立

当社グループは、ゲーム事業を主力事業ととらえております。既存タイトルをパブリッシングしていない地域にカスタマイズして利用地域を拡大し、世界的な需要の喚起を狙ってまいります。また、既存タイトルだけではなく、新たに展開するIPの獲得にも注力し、ゲーム事業における新たな収益基盤を確立してまいります。

クラウド関連事業は、2019年5月に業務提携した韓国のクラウド事業会社 Megazone Cloud Corporationの日本展開に関して日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務を行ってまいります。

続いて、ブロックチェーン関連事業の一つとして2022年12月にLG Uplus Corp.及びMegazone CorporationとMeta Campus事業に係る業務提携契約書を締結し、新規事業として開始いたしました。Meta Campus事業は、メタバースプラットフォームによる仮想キャンパスを開発・構築し、大学等の教育機関に生徒のコミュニティ空間や大学入試説明会等のイベントの場としてメタバースプラットフォームを提供していく事業であります。

③ 資金調達

当社グループは、ゲーム事業におけるライセンス取得、開発及びプロモーション等の資金及び新規事業における事業展開のための資金が必要であります。次期以降も資金調達について引き続き検討してまいります。

④ 内部統制システムの適正維持

当社グループは、内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。

引き続き、財務情報の精度並びに正確性確保を目的に、在外連結子会社を含めた経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築を継続的に取り組んでいく所存であります。

⑤ 不適正開示に係る再発防止策の実施

当社は、外部機関より当社の連結子会社であるGala Lab Corp.において2016年3月期から資産計上を開始し、2021年3月期に減損損失228,257千円を計上したソフトウェアの資産計上の妥当性について疑義があるとの指摘を受けたため、2024年5月30日付で当社と利害関係の無い外部の有識者で構成される特別調査委員会を設置して調査を行い、2024年9月9日付で特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該調査結果を踏まえ、当社は、再発防止策を策定し、2024年10月30日付で公表しております。また、2024年11月12日付で過去に提出済みの有価証券報告書等について訂正を行っております。さらに、2025年1月20日付で(株)東

京証券取引所に改善報告書を、2025年7月23日付で改善状況報告書を提出しております。

今後、これらの施策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に真摯に取り組み、再発防止に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは当社及び連結子会社7社で構成されており、インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つコミュニティの関連サービスを主な事業としており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの開発・運営、オンラインゲームの開発・運営を行っております。

当社グループの事業内容並びに当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは下記のとおりであります。

① 当社

当社は事業持株会社であり、スマートフォン、タブレットPC向けアプリのライセンスの販売代理業等を行っており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリを一般消費者に提供しております。

また、新規事業としてクラウド関連事業を行っております。

② ㈱ガーラジャパン（連結子会社）

（日本、オンラインゲーム事業、クラウド関連事業）

オンラインゲームの運営を行っております。また、新規事業としてクラウド関連事業を行っております。

③ Gala Lab Corp.（連結子会社）

（韓国、オンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業及びブロックチェーン関連事業）

ゲーム内にコミュニティ機能を有するMMORPGと呼ばれるオンラインゲームの開発をしており、各国のパブリッシャーに開発したオンラインゲームのライセンスを供給するとともに、オンラインゲームのポータルサイト『gPotato（ジーポテト <http://www.gpotato.kr/>）』を開発・運営しており、オンラインゲームを一般消費者に提供しております。

また、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営及びライセンス供給を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

さらに、ブロックチェーン関連事業の一つとして、Meta Campus事業を行っており、メタバースプラットフォームによる仮想キャンパスを開発・構築

し、大学等の教育機関に生徒のコミュニティ空間や大学入試説明会等のイベントの場としてメタバースプラットフォームを提供しております。

④ Gala Mix Inc. (連結子会社)

(韓国、スマートフォンアプリ事業)

スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

⑤ ㈱ツリーフル (連結子会社)

(日本、ツリーハウスリゾート事業)

ツリーハウス及び地上の建築物であるエアロハウスを1つのセットにして宿泊者に提供しております。

⑥ Gala Innovative Inc. (連結子会社)

(米国)

事業活動を休止しております。

⑦ ROAD101 Co., Ltd. (連結子会社)

(韓国、VFX事業、DI事業)

VFX技術を用いた映画・CMコンテンツ制作を行うVFX事業、映画等の編集においてデジタル化された色彩調整や他の画像の特徴を変化させ調整するDI (Digital intermediate) 事業を行っていましたが、2025年9月に事業を縮小し減損損失を計上しました。今後はショートドラマ事業で収益の獲得に取り組んでまいります。

⑧ TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. (連結子会社)

(カンボジア、ツリーハウスリゾート事業)

カンボジアにおけるツリーハウスリゾート事業の準備をしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社の主な事業所

本社：東京都渋谷区

② 子会社の事業所

(株)ガーラジャパン

本社：東京都渋谷区

Gala Lab Corp.

本社：大韓民国ソナム市

Gala Mix Inc.

本社：大韓民国ソウル市

(株)ツリーフル

本社：沖縄県名護市

Gala Innovative Inc.

本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州

ROAD101 Co., Ltd.

本社：大韓民国ソウル市

TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd.

本社：カンボジア王国プノンペン都

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
72名	21名減

(注) 使用人数が前連結会計年度末と比べて21名減少しておりますが、その主な理由は、開発人員の退職によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	1名減	51.0歳	20.7年

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社SBJ銀行	941,662千円
IBK企業銀行	272,488千円
菊川 暁 氏	144,000千円
沖縄振興開発金融公庫	82,400千円
韓国中小ベンチャー企業振興公団	17,238千円

(注) 外貨建ての借入金残高は、当連結会計年度末の為替レートで円換算しています。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 39,292,000株
- ② 発行済株式の総数 28,024,900株
- ③ 株主数 9,001名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Megazone Cloud Corporation	10,100,560 株	36.04%
菊川 暁	4,545,740	16.22
楽天証券株式会社	707,200	2.52
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	277,600	0.99
KSD-MIRAE ASSET SECURITIES (CLIENT)	265,100	0.95
株式会社SBI証券	254,194	0.91
井上 博幸	247,000	0.88
三菱UFJ eスマート証券株式会社	141,600	0.51
見城 新	137,000	0.49
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT	103,500	0.37

(注) 当社は、自己株式は所有していません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 グ ル ー プ C E O	キ ム ヒ ヨ ン ス	Gala Lab Corp. 代表理事CEO (株)ガーラジャパン 取締役 ROAD101 Co., Ltd. 理事 Gala Innovative Inc. Chairman
取 締 役 会 長	菊 川 暁	(株)ガーラジャパン 取締役会長 Gala Lab Corp. 理事会長 Gala Mix Inc. 理事 (株)ツリーフル 代表取締役 TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. Chairman
取 締 役 C S O	金 志 芸	(株)ガーラジャパン 代表取締役CEO ROAD101 Co., Ltd. 理事
取 締 役 C F O	岡 本 到	(株)ツリーフル 取締役CFO
取 締 役	バ ジ ョ ニ コ ラ	Gala Mix Inc. 代表理事CEO
取 締 役	ホ ウ ヒ ヨ ン	(株)ツリーフル 取締役COO
取 締 役	ウ オ ン ド ン ヨ ン	Cloud Security CEO Megazone Cloud Corporation Executive Vice President ROAD101 Co., Ltd. 共同代表理事CEO
取 締 役	チ ャ サ ン フ ン	Megazone Corporation 副社長CMO
取 締 役	チ ヨ ン ヒ ヨ ン ウ	Megazone Cloud Corporation 理事General Counsel
取 締 役	イ ジ ュ ヨ ン	Megazone Cloud Corporation Director MEGAZONE(株) Vice President
取 締 役	ジ ヨ ン ヒ ヨ ン ジ ユ ン	
取 締 役	ソ ン フ ァ ヨ ン	Megazone Cloud Corporation Head of Finance & Accounting
取 締 役	パ ク サ ン ウ ク	CLOUDNOA Crop 代表理事 Megazone Cloud Corporation Managing Director
取 締 役	倉 持 倫 之	(株)アンダーザライト 代表取締役 (株)ホリスティックヘルスケア研究所 代表取 締役
常 勤 監 査 役	鍛 治 豊 顕	Gala Lab Corp. 監事
監 査 役	清 水 厚	CaN Accounting Advisory(株) 代表取締役
監 査 役	川 手 広 樹	(株)グランスケープ 代表取締役

- (注) 1. 取締役倉持倫之は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役鍛冶豊顕、監査役清水厚は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役倉持倫之、監査役鍛冶豊顕及び監査役清水厚を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役清水厚は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	73,579千円 (2,160)	73,579千円 (2,160)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,450 (13,650)	15,450 (13,650)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	89,029 (15,810)	89,029 (15,810)	－ (－)	－ (－)	8 (3)

ロ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はございません。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は1名）です。

ニ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催（2024年3月23日改正）の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 取締役の報酬等の額の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及びストック・オプション報酬により構成される。

基本報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、各役員を担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上に算定し、当社取締役の報酬決定に関する客観性及び透明性の確保を目的として設置され、当社社外取締役及び当社社外監査役により構成される役員報酬委員会（以下「本委員会」という。）にて承認の上、決定するものとする。

また、ストック・オプション報酬は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保等を目的として、当社グループへの貢献の期待値等を勘案の上、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、取締役会により決定するものとする。

b. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、決定するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、各取締役における当社グループの将来の企業価値向上への貢献度の期待値等を勘案の上、決定するものとする。

ストック・オプションの発行時期は、当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、また優秀な人材の確保を目的のために必要と考えられる時期を適宜判断して発行するものとする。

d. 基本報酬の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、ストック・オプションの発行時において、代表取締役は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行い、取締役会に提示するものとする。取締役会は当該提示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の額に対する割合を決定するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会にて代表取締役に一任の決議がされた場合、代表取締役が、取締役会から与えられた委任に基づき、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、報酬決定に関する基本方針に基づき個別報酬案を作成し、本委員会での承認を受けたのち、決定するものとする。

なお、当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、上記のとおり、代表取締役による取締役の個人別の報酬等の内容についての決定については、本委員会の審議及び承認を受ける必要があるものとする。

本委員会における手続は、以下のとおりである。

本委員会は、代表取締役が提案する下記の内容について、合理性、公平性、相場比較等の観点から妥当性を審議し、承認する。

- ・前事業年度実績に対応した各人別取締役報酬実施案
- ・当事業年度の取締役報酬の方針、基準案

本委員会が代表取締役からの提案に賛同出来ない場合は、明確な理由を付した上で代表取締役にその旨を回答する。代表取締役は、改めて修正案を本委員会に提案するものとし、本委員会並びに代表取締役は誠意をもって協議解決を図るものとする。

取締役会の要請がある場合、本委員会の議事内容及び結果等について、委員長が取締役会にて報告する。

なお、ストック・オプション報酬については、報酬決定に関する基本方針に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し各取締役の基本報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社役員規定第17条において、取締役会が各取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役グループCEOキム ヒヨンスに一任する決議をした場合の各取締役の報酬決定のルールが定められており、また、当社グループ全体の業績、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案しつつ各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に本委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役倉持倫之は、㈱アンダーザライトの代表取締役、㈱ホリスティックヘルスケア研究所の代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

取締役チャ サンフンは、Megazone Corporation 副社長CMOであります。

取締役チョン ヒョンウは、Megazone Cloud Corporation理事General Counselであります。

取締役イ ジュヨンは、Megazone Cloud Corporation Director、MEGAZONE㈱ Vice Presidentであります。

Megazone Cloud Corporationは、当社の親会社であります。また、同社は当社との間で、業務提携に関する基本契約を締結しております。

Megazone Corporationは、当社の親会社の親会社であります。また、同社は当社との間で、共同マーケティング事業契約及び支払保証手数料契約を締結しております。

MEGAZONE㈱は、当社の親会社の子会社であります。また、同社は当社との間で、出向者の取扱に関する基本覚書を締結しております。

監査役鍛冶豊顕は、Gala Lab Corp. 監事であります。同社は当社の子会社であります。

監査役清水厚は、CaN Accounting Advisory ㈱代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当する事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 チャサンフン	当事業年度開催の取締役会15回のうち8回に出席し、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 チョンヒョンウ	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、弁護士として培った企業法務についての専門的な観点から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 イジュヨン	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、企業経営等の豊富な経験と広い見識から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 ジョンヒョンジュン	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 倉持倫之	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識から、経験豊富な社外役員としての発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 ソンファヨン	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、企業経営等の豊富な経験と広い見識から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 パクサンウク	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、企業経営等の豊富な経験と広い見識から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
監査役 鍛治豊顕	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査役として代表取締役及び会計監査人との面談及び意見交換並びに重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
監査役 清水厚	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、公認会計士として培った会計知識と高い見識に加え、企業運営における法令、リスクマネジメント等に関する豊富な実務経験に基づき意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人Ks Lab.

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,375千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	27,375千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、イ.の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. Gala Lab Corp. 及びROAD101 Co., Ltd. については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、その他会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会が解任又は不再任の議案を株主総会に提出することを決定いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付については、当該買付者の事業内容、買収提案における事業計画、並びに過去の投資行動等を考慮し、当該買付行為及び買収提案における当社企業価値の向上策について慎重に検討する必要があると考えております。

但し、現時点において、当社としては、買付者が出現した場合の具体的な買収への対応方針をあらかじめ定めておく考えはございません。現状の取組みといたしましては、当社株式の取引状況・異動状況を注視し、当社株式を大量に取得しようとする株式売買が発生した場合には、状況に応じて速やかに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

具体的には、可能な限りの情報を収集した上で、社外の専門家にも参加していただき、当該事項を検討し、当社の企業価値向上を目的とした施策の検討並びにその実行に向けて取り組む予定であります。

なお、当社のグループ会社の株式を大量に取得しようとする買付者が現れた場合においても、同様の対応をとる方針であります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして考えております。当社の剰余金の配当については、中間配当及び期末配当の年2回にて行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかしながら、当社が属するインターネット関連業界は環境変化による影響が大きいため、積極的に事業を展開し提供サービスにおける当社グループの優位性を確保すること、経営及び業務執行体制を強化し収益基盤を確立することが企業価値の増大につながると考えております。このため当面配当は行わず、収益基盤確立に注力する予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	1,243,270	流 動 負 債	2,013,416
現 金 及 び 預 金	744,181	買 掛 金	93,250
売 掛 金	331,594	短 期 借 入 金	1,358,150
棚 卸 資 産	4,379	1年内返済予定の長期借入金	29,669
未 収 入 金	76,476	未 払 金	193,010
前 払 費 用	8,516	未 払 費 用	34,691
暗 号 資 産	35,059	前 受 金	114,049
そ の 他	44,214	前 受 収 益	3,816
貸 倒 引 当 金	△1,152	未 払 法 人 税 等	9,911
固 定 資 産	2,396,173	リ ワ ー ド 引 当 金	47,195
有 形 固 定 資 産	1,615,663	賞 与 引 当 金	168
建 物 及 び 構 築 物	876,490	そ の 他	129,503
工 具 、 器 具 及 び 備 品	11,486	固 定 負 債	606,221
土 地	727,686	長 期 借 入 金	69,969
無 形 固 定 資 産	591	長 期 前 受 収 益	258,083
投 資 其 他 の 資 産	779,918	退 職 給 付 に 係 る 負 債	259,420
投 資 有 価 証 券	218,000	そ の 他	18,748
敷 金 及 び 保 証 金	9,160	負 債 合 計	2,619,638
長 期 前 払 費 用	185,899	【 純 資 産 の 部 】	
繰 延 税 金 資 産	366,708	株 主 資 本	783,478
そ の 他	149	資 本 金	4,491,482
資 産 合 計	3,639,444	資 本 剩 余 金	2,868,426
		利 益 剩 余 金	△6,576,430
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△338,170
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△338,170
		新 株 予 約 権	8
		非 支 配 株 主 持 分	574,489
		純 資 産 合 計	1,019,806
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,639,444

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

連結損益計算書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,589,328
売 上 原 価		1,054,842
売 上 総 利 益		1,534,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,756,216
営 業 損 失		△221,730
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22,297	
受 取 出 向 料	12,040	
受 取 保 険 料	10,000	
そ の 他	10,210	54,548
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,136	
支 払 手 数 料	11,691	
暗 号 資 産 評 価 損	12,677	
為 替 差 損	21,865	
そ の 他	1,405	85,777
経 常 損 失		△252,959
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8,221	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	401	8,623
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	7,061	
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	529,070	536,132
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△780,468
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,509	
法 人 税 等 調 整 額	26,397	41,907
当 期 純 損 失		△822,376
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△290,079
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△532,297

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	276,404	流 動 負 債	1,532,406
現金及び預金	195,213	買 掛 金	32
売 掛 金	96,288	短 期 借 入 金	941,662
未 収 入 金	171,745	関 係 会 社 短 期 借 入 金	517,750
前 渡 金	9,510	未 払 金	3,263
前 払 費 用	4,997	未 払 費 用	30,057
未 収 消 費 税 等	3,285	未 払 法 人 税 等	7,194
そ の 他	3,719	未 払 消 費 税 等	3,559
貸 倒 引 当 金	△208,355	預 り 金	15,927
固 定 資 産	1,517,051	そ の 他	12,960
有 形 固 定 資 産	1,510,193	固 定 負 債	536,865
建 物	824,017	長 期 預 り 保 証 金	46,870
工 具 、 器 具 及 び 備 品	154	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	481,249
土 地	686,021	退 職 給 付 引 当 金	8,745
投 資 そ の 他 の 資 産	6,857	負 債 合 計	2,069,271
関 係 会 社 株 式	2,934	【 純 資 産 の 部 】	
敷 金 及 び 保 証 金	3,922	株 主 資 本	△275,815
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	445,000	資 本 金	4,491,482
貸 倒 引 当 金	△445,000	資 本 剰 余 金	3,019,941
資 産 合 計	1,793,456	資 本 準 備 金	2,631,051
		そ の 他 資 本 剰 余 金	388,890
		利 益 剰 余 金	△7,787,239
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△7,787,239
		繰 越 利 益 剰 余 金	△7,787,239
		純 資 産 合 計	△275,815
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,793,456

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

損 益 計 算 書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		123,142
売 上 原 価		264
売 上 総 利 益		122,878
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		325,091
営 業 損 失		△202,213
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,478	
業 務 受 託 手 数 料	21,185	
受 取 出 向 料	12,040	
そ の 他	10,147	49,852
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,139	
支 払 手 数 料	11,691	
為 替 差 損	9,093	
そ の 他	94	67,019
経 常 損 失		△219,380
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	401	401
特 別 損 失		
減 損 損 失	5,040	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	117,490	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	153,137	275,669
税 引 前 当 期 純 損 失		△494,647
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	1,210
当 期 純 損 失		△495,857

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 堤 淳
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 横山 裕昭
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ガーラの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 2月26日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 堤 淳
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 横山 裕昭
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ガーラの2025年1月1日から2025年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2025年1月1日から2025年12月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社に利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 監査法人Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 監査法人Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月26日

株式会社ガーラ 監査役会

常勤社外監査役 鍛 治 豊 顕 ㊟

社外監査役 清 水 厚 ㊟

監査役 川 手 広 樹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

1. 提案の理由

当社は、財務体質の健全化および今後の機動的な資本政策の実現を図るため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その減少分をその他資本剰余金へ振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、当該その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、累積損失の補填（剰余金の処分）に充当したいと存じます。また、本件により資本金の額を1億円とすることで、税制上の優遇措置の適用を受けること等による税負担の軽減および経営効率化に資するものと考えております。

なお、本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、発行済株式総数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。

2. 資本金の額の減少の要旨

(1) 減少する資本金の額

現在の資本金4,491,482,577円のうち4,391,482,577円を減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 2026年3月31日

3. 資本準備金の額の減少の要旨

(1) 減少する資本準備金の額

現在の資本準備金2,631,051,257円の全額を減少し、0円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2026年3月31日

4. 剰余金の処分の要旨

上記2. および3. の減少により生じるその他資本剰余金の全額を、会社法第452条の規定に基づき、繰越利益剰余金へ振り替え、当社の欠損補填に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 合計7,411,424,089円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 合計7,411,424,089円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日 2026年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(ア) 本店移転

- (1) 新本店所在地：東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー11階
- (2) 移転の理由：オフィス機能の強化と業務効率の向上のため。
- (3) 移転予定日：2026年5月1日(予定)
- (4) 業績への影響：本件による2026年12月期の業績への影響は軽微です。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>株式会社ガーラ 定款</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都渋谷区</u>に置く。</p> <p style="text-align: right;">2025年3月29日改定</p>	<p>株式会社ガーラ 定款</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p style="text-align: right;">2026年3月28日改定</p>
	<p>【附則】</p> <p>本定款の変更は本店移転の日より効力を生じるものとし、効力発生後は本付則を削除するものとする。</p>

(イ) 役員増員

取締役の増員に関する事項

当社グループの一層の経営基盤の強化・充実を図り、取締役会の独立性及び実効性の向上、並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条(取締役の員数)を14名以内から15名以内に変更するものであります。

現行定款	変更案
<p>株式会社ガーラ 定款</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>14名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: right;">2025年3月29日改定</p>	<p>株式会社ガーラ 定款</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: right;">2026年3月28日改定</p>

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	キム ヒヨンス Hyunsu Kim (1980年9月5日)	2000年12月 Wizard Soft 入社 2003年11月 BuddyBuddy Co.Ltd.入社 2007年4月 Gala Networks Europe Ltd.入社 2010年7月 Gala Networks Europe Ltd. CTO 2011年7月 当社グループCTO 2011年8月 当社韓国事業所所長 2011年10月 Gala Lab Corp. 理事 2012年4月 Gala Lab Corp. 理事COO (株ガーラポケット (現株ガーラジャパン) 取締役 2012年6月 当社取締役グループCTO Gala Lab Corp. 代表理事 CEO (現任) 2012年8月 当社取締役グループCTO兼グループCDO 2013年5月 (株ガーラジャパン 取締役 (現任) 2013年6月 当社取締役 2024年3月 当社代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Gala Lab Corp. 代表理事CEO	11,500株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>キム ヒヨンス氏は、当社グループのCTOとして技術戦略を主導した後、主要子会社の代表を経て、2024年3月より当社の代表取締役CEOとしてグループ全体の経営を統括しております。同氏は、技術と経営の両面に精通した豊富な経験と強力なリーダーシップを有しており、就任以来、グループの事業構造改革及び成長戦略を強力に推進しております。引き続き同氏が経営の指揮を執ることが、当社の持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者としたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	きくがわ さとる 菊川 暁 Satoru Kikugawa (1965年7月4日)	1988年4月 ㈱博報堂入社 1993年9月 ㈱ガーラ設立 代表取締役社長 2001年10月 ㈱ガーラウェブ取締役 2004年5月 Gala-Net Inc. CEO & President 2006年3月 Aeonsoft Inc. (現Gala Lab Corp.) 代表理事会長 (現任) 2006年6月 当社代表取締役会長兼グループ CEO 2006年10月 Gala Networks Europe Ltd. CEO 2006年12月 nFlavor Corp. (現Gala Lab Corp.) 代表理事会長 2007年4月 ㈱ガーラモバイル (現㈱ガーラ ジャパン) 取締役 2007年8月 Gala-Net Inc. Chairman 2007年12月 ㈱ガーラバズ 取締役 2008年5月 Gala Networks Europe Ltd. Chairman ㈱ガーラジャパン 代表取締役 会長 2008年6月 当社代表取締役グループCEO ㈱ガーラバズ 代表取締役会長 2010年6月 Gala-Net Brazil Ltd. Director 2012年4月 ㈱ガーラポケット (現㈱ガーラ ジャパン) 代表取締役CEO 2012年10月 Gala Innovative Inc. Chairman 2014年10月 Gala Connect Inc. 理事 2015年9月 Gala Mix Inc. 理事 (現任) 2021年4月 ㈱ツリーフル 代表取締役 (現 任) 2023年11月 TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. Chairman (現任) (重要な兼職の状況) ㈱ガーラジャパン 取締役 Gala Lab Corp. 理事 Gala Mix Inc. 理事 ㈱ツリーフル 代表取締役 TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd. Chairman	4, 545, 740株
【選任理由及び期待される役割の概要】 菊川 暁氏は、1993年の当社設立以来、創業者として長年にわたり代表取締役 及びグループCEOを務め、当社のグローバル展開の礎を築き上げました。現在は 取締役会長として、これまでの豊富な経営経験と深い見識に基づき、経営の大所 高所から助言を行うとともに、経営の監督機能の一翼を担っております。引き続 き同氏の知見を当社の経営戦略及びガバナンスに活かしていただくことが、当社 の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	きむ ちえ 金 志芸 Jiye Kim (1978年10月4日)	2001年8月 (株)ガイアックス入社 2002年11月 (株)ガイアックスコリア 代表取締役 2005年3月 (株)トゥー・ライズ 取締役 2005年4月 (株)ガーラモバイル (現株ガーラ ジャパン) 取締役 2009年3月 (株)ガーラジャパン 代表取締役 2009年5月 (株)ガーラジャパン 代表取締役 CEO (現任) 2009年6月 当社取締役 (現任) 2011年9月 Gala Lab Corp. 理事 (現任) 2012年4月 (株)ガーラポケット (現株ガーラ ジャパン) 取締役 (重要な兼職の状況) (株)ガーラジャパン 代表取締役CEO	8,400株
【選任理由及び期待される役割の概要】 金志 芸氏は、長年にわたり当社グループの日本事業を統括する株式会社ガーラジャパンの代表取締役CEOとして、事業の発展に貢献してまいりました。現在は、当社のCSO (最高戦略責任者) として、グループ全体の中長期的な経営戦略の立案及び推進において中心的な役割を果たしております。同氏の豊富な業界経験と高い実行力は、当社の今後の成長戦略を実現し、企業価値を最大化する上で不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	パジヨ ニコラ Nicolas Pajot (1977年5月24日)	2001年4月 France Telecom S. A. 入社 2007年4月 Gala Networks Europe Ltd. 入 社 2009年8月 Gala Networks Europe Ltd. COO 2012年6月 当社取締役 (現任) 2013年2月 Gala Networks Europe Ltd. (現Webzen Dublin Ltd.) CEO 2015年9月 Gala Mix Inc. 代表理事 CEO (現任) (重要な兼職の状況) Gala Mix Inc. 代表理事CEO	30,500株
【選任理由及び期待される役割の概要】 ニコラ パジヨ氏は、通信及びIT業界における豊富な経験を有し、Gala Networks Europe Ltd. でのマネジメント経験を経て、現在はGala Mix Inc. の代表理事CEOとしてグループの重要分野であるスマートフォンアプリ事業を統括しております。特に同氏が主導する「Winwalk」等のアプリサービスは、グローバル市場においてユーザー基盤を拡大させ、グループの新たな収益の柱として成長しております。同氏のモバイル事業に関する深い知見と開発・運営手腕は、今後の当該事業のさらなる拡大に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	※ おがさわら いちろう 小笠原 一郎 Ichiro Ogasawara (1981年8月9日)	2004年12月 KPMGあずさ監査法人入所 2008年7月 公認会計士登録 2011年7月 小笠原一郎公認会計士・税理士 事務所所長(現任) 2011年9月 (株)Kand0 代表取締役就任 (現任) 2025年9月 当社執行役員CFO (重要な兼職の状況) 小笠原一郎公認会計士・税理士事務所所長 (株)Kand0 代表取締役	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 小笠原・一郎氏を候補者とした理由は、公認会計士として長年にわたり財務及び会計に する高度な専門的知見を有しているほか、自身での会計事務所運営及び会社経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は2025年9月より当社の執行役員CFOとして、財務戦略の立案・実行及びガバナンス体制の構築に大きく貢献しております。今後も同氏の専門性と経営感覚を当社の経営管理及び企業価値向上に活かしていただくことが適当であると判断し、取締役候補者といたしました。			
6	チョン ヒョンウ Hyungwoo Chon (1979年10月8日)	2013年12月 ワシントンD.C. 弁護士登録 2015年2月 Yoon & Yang LLC 入所 2016年1月 Central Law Firm 入所 2019年3月 Megazone Cloud Corporation 理事General Counsel (現任) 2020年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) Megazone Cloud Corporation 理事General Counsel	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 チョン ヒョンウ氏は、米国弁護士としての高度な専門性と、当社の親会社であるMegazone Cloud Corporationの理事としての経験を有しております。同氏には、非常勤取締役として、その専門的見地から取締役会の意思決定に対して法務・コンプライアンス面での有益な助言をいただくとともに、親会社グループとの円滑な連携体制の構築に寄与いただくことを期待しております。また、当社のガバナンス体制の監督機能を強化いただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	ウォン ドンヨン Dongyeon Won (1980年5月6日)	1999年7月 Crystal International Team Leader 2001年3月 Megazone Corporation Director 2016年1月 Cloud Security CEO (現任) 2022年1月 Megazone Cloud Corporation Executive vice president (現 任) 2023年9月 ROAD101 Co., Ltd. 共同代表理 事CEO (現任) (重要な兼職の状況) Cloud Security CEO Megazone Cloud Corporation Executive vice president ROAD101 Co., Ltd. 代表理事CEO	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>ウォン ドンヨン氏は、親会社であるMegazone Cloud CorporationのExecutive Vice Presidentとして豊富な経験を有し、ITビジネス及び企業経営に精通しております。現在は子会社ROAD101 Co., Ltd.の共同代表理事CEOとして、事業構造の再構築及び経営資源の最適化を強力に推進しております。また、親会社グループとの実務レベルでの連携強化を主導し、グループシナジーの創出に貢献しております。同氏の危機管理能力と実行力は、グループ全体の経営効率化及び事業再生に不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
8	チャ サンフン Sanghoon Cha (1980年5月31日)	2002年1月 Megazone Corporation 副社長 CMO (現任) (重要な兼職の状況) Megazone Corporation 副社長CMO	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>チャ サンフン氏は、親会社であるMegazone Corporationの副社長CMOとして、長年にたりIT業界におけるマーケティング戦略及び事業開発を主導し、豊富な経験と実績を有しております。同氏には、その専門的見地と幅広いネットワークを活かし、当社グループのマーケティング戦略の強化及び事業拡大に向けた有益な助言をいただくとともに、親会社とのシナジー創出をリードいただくことを期待しております。以上の理由により、取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	イ ジュヨン Jooyoung Lee (1983年8月20日)	2004年4月 Megazone Corporation 入社 2007年12月 KY media 入社 2011年7月 Gala Lab Corp. 入社 2015年12月 Megazone Cloud Corporation 入社 2019年10月 MEGAZONE(株) 取締役 2024年3月 当社取締役 (重要な兼職の状況) 2024年3月 当社取締役 (現任)	—
9	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>イ ジュヨン氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の主要株主であるMEGAZONE(株)の取締役として企業経営に関する豊富な経験と、IT・クラウド分野における幅広い知見を有しているためであります。</p> <p>また、同氏は過去に当社グループ (Gala Lab Corp.) での勤務経験もあり、当社の事業内容および業界環境にも精通しております。親会社グループとの連携強化や、同氏の専門的な知見に基づく経営戦略の策定、取締役会における的確な意思決定への寄与を期待しております。以上のことから、同氏が当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
	ジョン ヒョンジュン HyungJoon Jun (1995年9月22日)	2020年7月 Allyeon Corporation Management Planning Department Director 2021年4月 Megazone Cloud Corporation 入社 戦略企画部 Manager 2024年3月 当社取締役 (現任)	—
10	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>ジョン ヒョンジュン氏は、Allyeon Corporationにおける経営企画部門の責任者としての経験に加え、現在は親会社であるMegazone Cloud Corporationの戦略企画部マネージャーとして、グループ全体の経営戦略の策定・推進に携わっております。同氏には、その戦略立案に関する実務経験と新しい視点を活かし、当社の経営戦略に対して有益な助言・提言を行うとともに、親会社との連携強化及びグループシナジーの最大化に向けた橋渡し役としての役割を期待しております。以上の理由により、取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
11	ソン ファヨン Hw Yong Seong (1984年4月16日)	2013年7月 Korea Gas Corporation Tax Specialist 2014年12月 韓国公認会計士登録 2015年4月 KPMG Samjong Accounting Corp. Manager 2018年5月 Polus Inc. Strategic Planning Team Leader 2019年7月 Megazone Cloud Corporation Head of Finance & Accounting (現任) 2025年3月 当社取締役 (現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>ソン ファヨン氏は、韓国公認会計士として、会計事務所における監査業務や事業会社における経営企画業務を通じて、財務・会計及び税務に関する高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。現在は親会社のHead of Finance & Accountingとして、グループ全体の財務経理を統括しております。同氏には、その専門的見地を活かし、当社の取締役会の意思決定における財務面での妥当性の監督及びIFRS（国際財務報告基準）実務を含む会計処理に関する有益な助言をいただくとともに、親会社との円滑な連結決算体制の構築・連携に寄与いただくことを期待しております。以上の理由により、取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>			
12	パク サンウク Sanguk Park (1978年11月27日)	2009年1月 NEXON Korea Corporation入社 2011年1月 KT Corp.入社 2014年4月 CLOUDNOA Crop. 設立 代表理事 2025年1月 Megazone Cloud Corporation Managing Director (現任) 2025年3月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Megazone Cloud Corporation Managing Director	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>パク サンウク氏は、IT・クラウド業界における起業経験及び豊富な事業実績を有し、現在は親会社のManaging Directorとしてグループの事業成長を支えております。同氏には、その知見を活かし、当社の事業戦略に対して大所高所からの助言をいただくとともに、親会社が有する技術・ノウハウ等の経営資源を当社が有効活用できるよう、グループ間の橋渡し役としての役割を期待しております。以上の理由により、取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
13	<p style="text-align: center;">※ オ チャンフン Changhoon Oh (1979年 8月27日)</p>	<p>2005年 1月 Hanon Systems Corporation入社 2010年11月 Mando Corporation入社 2018年11月 ジョンセ法律事務所 入所 2021年 7月 Megazone Cloud Corporation 入社 (現任)</p>	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 オ チャンフン氏は、機械工学の修士号を有し、Hanon SystemsやMando Corportionといったグローバル企業での勤務経験を通じて、エンジニアリングおよびビジネス分野における深い知見と経験を有しております。現在はMegazone Cloud Corporationに在籍しており、技術的背景と実務経験を活かして、当社の技術戦略および親会社グループとの事業連携・シナジー創出を強力に推進できる人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
14	<p style="text-align: center;">※ キム ダレン Darren Kim (1974年 5月18日)</p>	<p>2014年 2月 Standard Chartered Bank 入行 北東アジア担当チーフ・クレジ ット・オフィサー (CCO) 2015年11月 同行 韓国法人における法人・ 機関投資家・コマーシャルリス ク担当CCO、東京支店CCO およ び韓国スタンダードチャーター ド銀行 最高リスク 責任者 (CRO) を兼務 2017年 7月 同行 グレーターチャイナ・北 東アジア (GCNA) 地域担当 CRO 兼 CCO 2019年 6月 同行 香港子会社 取締役 2021年 1月 同行 アジア地域担当 CRO 現任 Standard Chartered Bank 欧州・米州地域担当 最高リスク責任者 (CRO)</p>	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 キム ダレン氏は、GEキャピタル、バンク・オブ・アメリカ、大和証券、スタンダード チャータード銀行など、世界的な金融機関において長年にわたりリスク管理およびクレジット業務の要職を歴任されてきました。特にアジア、欧州、米州をカバーするCRO (最高リスク責任者) としてのグローバルな視点と、日本 (東京支店) および韓国での実務経験に基づく高度な専門性を有しております。同氏の豊富な経験は、当社のグローバル展開におけるリスクマネジメント体制の強化およびガバナンスの向上に大きく 寄与するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
15	※ ジョン スジョン Sujong Jeong (1977年12月6日)	2010年10月 プリンストン大学 地球科学部 博士研究員 2013年10月 カリフォルニア工科大学 NASA ジェット推進研究所 (JPL) 博 士研究員 2016年 3月 南方科技大学 (SUSTech) 助教 授 2017年 4月 南方科技大学 (SUSTech) 准教 授 2018年 3月 ソウル大学校 助教授 2020年 3月 ソウル大学校 准教授 2025年 3月 ソウル大学校 教授 (現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 ジョン スジョン氏は、地球環境科学および大気科学の分野における博士号を有し、NASAジェット推進研究所やプリンストン大学での研究活動を経て、現在はソウル大学校教授を務めるなど、アカデミアにおける卓越した実績と専門知識を有しております。企業経営においてESG（環境・社会・ガバナンス）やサステナビリティへの対応が求められる中、同氏の科学的見地と環境分野における高度な専門性は、当社の持続可能な成長戦略および客観的な経営監督機能の強化に極めて有益であると判断し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. キム ダレン及びビジョン スジョン氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、キム ダレン及びビジョン スジョン氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 当社は、キム ダレン及びビジョン スジョン氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

本株主総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	役職	事業経営	財務・ 会計	技術開発	マーケ ティング	法務	国際性
キム ヒヨンス	代表取締役 グループCEO	○		○	○		○
菊川 暁	取締役会長	○		○	○		○
金 志芸	取締役	○			○		○
バジヨ ニコラ	取締役	○			○		○
小笠原 一郎	取締役CFO	○	○				
チョン ヒョンウ	取締役	○				○	○
ウォン ドンヨン	取締役	○		○	○		
チャ サンフン	取締役	○			○		
イ ジュヨン	取締役	○		○	○		○
ジョン ヒョンジュ ン	取締役	○					○
ソン ファヨン	取締役	○	○				○
バク サンウク	取締役	○		○			
オ チャンフン	取締役	○		○			○
キム ダレン	社外取締役	○	○				○
ジョン スジョン	社外取締役	○		○			○

第4号議案 監査役1名選任の件

鍛冶監査役の退任に伴い、法令に定める監査役の員数を充足させるため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
きん のりひこ 金 紀彦 Kiyoon Kim (1976年11月9日)	2007年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) ひかり総合法律事務所入所 2010年1月 弁護士法人オルビス入所 法務法人和友(韓国)入所 2011年1月 株式会社新韓銀行(韓国)入行 2011年7月 金&張法律事務所(韓国)入所 2012年7月 法務法人廣場(韓国)入所 2013年1月 弁護士法人オルビスへ復帰 2014年3月 株式会社ストリームメディアコーポレーション 取締役(現任) 2014年12月 弁護士法人オルビス東京事務所代表(現任) 2019年8月 株式会社トゥモロー・ネット取締役(現任) 2022年7月 株式会社INSPA監査役(現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>金 紀彦氏は社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士として企業法務に関する高度な専門的知見と豊富な経験を有しており、当社の監査体制の強化及びコンプライアンス経営の推進について、専門的見地から適切な監査・助言をいただくことを期待したためであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金 紀彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 金 紀彦氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。金 紀彦氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 会計監査人選任の件

現在の会計監査人であるKsLab. 監査法人は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役役会の決定に基づき、新たに会計監査人として、あおい監査法人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年6月1日現在)

名 称	あおい監査法人
事務所	東京都港区赤坂3-11-15VORT赤坂見附2F
沿 革	●1984年 5月 ロイヤル公認会計士共同事務所として発足 ●2004年 4月 ロイヤル監査法人に組織変更 ●2022年 8月 監査法人名を「あおい監査法人」に名称変更 ●2022年 8月 松山事務所を開設
構成人員	代表社員：計9名 本社東京事務所長：恵良 健太郎 松山事務所長：丸木 公介 職員：計40名 合計：計49名

当社が、あおい監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の任期満了に伴い、今後の当社の事業拡大及び事業環境の変化を見据え、新たな視点による監査を受けることが当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したためであります。

あおい監査法人は、会計監査人に求められる専門性、独立性、品質管理体制及び監査実施体制の規模、ならびに監査費用の相当性等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
かわむら かずひろ 川村 一博 Kazuhiro Kawamura (1976年5月16日)	2000年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2005年7月 Haynes and Boone, LLP(米国、ダラス市)勤務 2006年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2006年10月 Hogan Lovells(英国、ロンドン市)勤務(～2007年4月) 2011年7月 祝田法律事務所(現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>川村一博氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川村一博氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川村一博氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。川村一博氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

